

**課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業**  
**(実社会対応プログラム(研究テーマ公募型))**  
**平成30年度公募要領**

平成30年4月16日  
 独立行政法人日本学術振興会

**1. 「課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業」の趣旨**

**(1) 背景**

科学技術・学術審議会学術分科会において、「人文学・社会科学は本来において人間・文化・社会を研究対象とし、知的社会の推進に向けて注力すべきであり、そこに重大な責任を負っている。はたして、社会の安寧と幸福に貢献すべき学術として、自然の大きな営みの中で発生した災害や今後にあつて憂慮される災害がある中で、どのように人間・社会等に向き合い研究活動を構想することが可能であろうか。」という設問に答えるべく、今後の人文学・社会科学の在り方などについて検討がなされ、平成24年7月に「リスク社会の克服と知的社会の成熟に向けた人文学及び社会科学の振興について(報告)」<sup>(注)</sup>がとりまとめられました。この報告では、社会に内包される問題に向き合うことを緊急な課題として捉えて「諸学の密接な連携と総合性」、「学術への要請と社会的貢献」、「グローバル化と国際学術空間」の3つの視点から先導的な共同研究を推進することが必要であると提言されています。

(注) 報告書全文は、下記を御参照ください。

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gi\\_jyutu/gi\\_jyutu4/toushin/1325061.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gi_jyutu/gi_jyutu4/toushin/1325061.htm)

**(2) 事業の趣旨**

本事業は、科学技術・学術審議会学術分科会の報告を踏まえて、①諸学の密接な連携によりブレイクスルーを生み出す共同研究、②社会的貢献に向けた共同研究、③国際共同研究を推進することにより、人文学・社会科学の振興に資することを目指します。

本事業は、独立行政法人日本学術振興会(以下、「振興会」という。)に設ける「課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業」事業委員会(以下、「事業委員会」という。)が、下図の3つのプログラム(「領域開拓プログラム」、「実社会対応プログラム」、および「グローバル展開プログラム」)ごとに課題を設定します。課題に関連する「研究テーマ」の選定は、事業委員会委員からの提案に基づき選定する「研究テーマ設定型」と、事業委員会の下に設けるプログラムごとの「部会」が研究者からの提案(申請)に基づき選定する「研究テーマ公募型」で構成し、先導的な共同研究を推進するものです。

なお、平成30年度は、「実社会対応プログラム」の研究テーマを選定します。また、各研究テーマは、振興会から研究機関への委託事業として実施します。

課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業のプログラム		
<div style="border: 1px solid black; background-color: #e0f7fa; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 5px;"><b>領域開拓プログラム</b></div> <p style="font-size: small;">異なる学問分野の研究者の参画を得て、新たな研究領域への予想外の飛躍をもたらすような課題の追求や方法論の継続的な改良を目指す。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">研究テーマ設定型</p> <p style="text-align: center;">年間配分額(予定) 10,000千円/件</p> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">研究テーマ公募型</p> <p style="text-align: center;">年間配分額(予定) 5,000千円/件</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; background-color: #fff9c4; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 5px;"><b>実社会対応プログラム</b></div> <p style="font-size: small;">社会的貢献に向けた共同研究を推進するため、研究成果と実務を橋渡しできる者(「実務者」)の参画を得て分野間連携による共同研究を実施し、研究推進から成果発信までの研究者と実務者の連携を目指す。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">研究テーマ設定型</p> <p style="text-align: center;">年間配分額(予定) 10,000千円/件</p> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">研究テーマ公募型</p> <p style="text-align: center;">年間配分額(予定) 5,000千円/件</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; background-color: #ffe0b2; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 5px;"><b>グローバル展開プログラム</b></div> <p style="font-size: small;">人文学・社会科学の様々な分野を対象とした国際共同研究を推進し、国際的なネットワークの構築による海外の研究者との対話やグローバルな成果発信を目指す。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">研究テーマ設定型</p> <p style="text-align: center;">年間配分額(予定) 20,000千円/件</p> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">研究テーマ公募型</p> <p style="text-align: center;">年間配分額(予定) 10,000千円/件</p> </div>

## 2. 「実社会対応プログラム（研究テーマ公募型）」の公募

現実の人間社会における問題の解決を志向する社会的貢献に向けた共同研究を推進するため、研究成果と実務を橋渡しできる者（「実務者」）（注）の参画を得て分野間連携による共同研究を実施し、研究推進から成果発信までの研究者と実務者の連携を目指す「実社会対応プログラム」の公募を行います。

（注）平成24年7月の科学技術・学術審議会学術分科会報告では、「研究者が社会的貢献を目指していくためには、NPO、NGO、行政、司法、シンクタンク、企業等における実務の専門家やジャーナリストなど研究と実務の間を橋渡しできる研究者以外の者（以下「実務者」）も含めた共同研究も有効」、「研究成果と実務を橋渡しできるような実務者の参画を得て、研究の推進から成果の発信までの連携を確保するなど、社会的貢献に向けた実効的な体制作りが必要」、「実務者の役割や業務内容は、研究内容により変わりうる」とされています。

([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/toushin/1325360.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/toushin/1325360.htm))

## 3. 「実社会対応プログラム（研究テーマ公募型）」公募の内容

### (1) 研究機関による申請

本プログラムは、研究者個人に対する補助金事業ではなく、研究機関に対して研究を委託して行う事業です。以下の研究機関による申請を公募します。

国内の大学及び大学共同利用機関、短期大学、高等専門学校、文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの、独立行政法人研究機関、公設試験研究機関、公益法人など科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第2条に規定される研究機関

なお、研究テーマ公募型の採択は全体で10件程度（予定）と極めて限られておりますので、本プログラムの趣旨を十分に理解した上で適切な研究テーマを厳選して申請してください。

### (2) 対象となる研究テーマ

以下の課題に関する研究テーマを公募します。上記1.及び2.を踏まえ、学術的な水準の高さのみならず、政策や社会の要請に応える課題解決を志向した研究テーマを対象とします。実証的・理論的根拠が適切な研究方法を用い、具体的な効果が期待される成果を公開・普及する研究テーマを提案してください。

（設定された課題）

#### <課題A>

世代間衡平性・持続可能性・社会安全性等の倫理的観点を考慮した政策設計のための実践的研究

（概要）

わが国においても近年、エビデンスに基づく政策立案（Evidence Based Policy Making, EBPM）が提唱され、科学的手法を用いた政策効果の検証による、より合理的で効率的な政策設計へと大きな前進がみられる。しかし、このようなEBPMの導入も、政策設計において倫理的な観点が十分に考慮されることを保証するものではない。

政策立案における倫理的観点としては、社会保障制度の設計における現在世代と将来世代の衡平性の考慮や、資源開発の制度設計における持続可能性への配慮が代表的なものとして挙げられる。しかし、この他にも、人工知能などの科学技術の開発における社会安全性の考慮や、遺伝子工学の応用や実験的医療（例えば、デザイナー・ベビーやクローン臓器）における生命倫理の尊重など、倫理的観点の重要性は現代社

会が直面する多くの政策課題に共通するものだといえる。

政策立案において倫理的観点を確保するためにはどのような制度的枠組みが必要なのか。また、立案された政策を実現するにはどのような方法が有効なのか。新たな制度的枠組みの提言だけではなく、研究者と実務者と当事者の協働による実社会への応用、そして政策効果の評価をも射程に含む、革新的かつ実践的な研究が期待される。

#### <課題B>

##### LGBT および性的少数者をめぐる社会的ダイバーシティの実現に関する研究

(概要)

今日、LGBT の当事者や性的少数者の人びとは潜在的にも一定の数にのぼるといわれ、その人びとに向けた法制度や社会制度あるいは家族制度（養子や代理母問題も含む）に関連する課題が提起され、あるいは社会的な包摂やそれにともなう諸問題もさまざまな議論がなされている。LGBT や性的少数者に関する課題は、人間の自由や表現の可能性にまでむすびついて、都市空間や建築の問題、さらには、芸術・アート系とのつながりも強く存在する。また、現在の消費社会のなかでLGBT をターゲットとした商業戦略も存在する。ダイバーシティを標榜する現代社会のなかでこの主題を避けて通ることはできないと考えられる。

こうした論点については、これまでLGBT や性的少数者などに関する理論的研究やその運動に関する研究がすすめられ、家族制度・法律論・教育学・芸術論・経済研究などにおける専門家の知はある程度集積している。しかしそうした研究には、LGBT や性的少数者である当事者や、そのカミングアウトおよび精神的な諸問題へのケアをおこなうカウンセラー、あるいは学校教育のなかでの対応をおこなう教育関係者（とりわけそうした生徒へのケアや制度面の整備に関わる実務家）、LBGT に関連したアートやデザインに関連する芸術家やデザイナー、家族制度や法律制度の専門家や弁護士などと連携した研究などがますます不可欠になるだろう。こうした、広い意味での実務家や当事者たちと連携した研究がいっそう促進され、社会的なダイバーシティが、性的多様性の観点から、社会に具体的に実装されるよう実践的な研究が期待される。

#### <課題C>

##### 人口減少社会における多様な文化の共生をめざすコミュニティの再構築

(概要)

今日の日本は、人口減少・少子高齢化という現実と、それらが生み出す諸問題に直面している。人口構成や家族形態の多様化は、世代間における価値観の相違や断絶をあらわにし、既存のコミュニティ自体が内側から変容を迫られているが、さらに、問題解決のために外国人労働者、移民、国内他地域からの移住者などを受入れていく際には、そこから生まれる多様性をコミュニティとして保障し育てていく具体的な方策が、必要となってくる。

都市・地方の別なく、伝統的コミュニティの外からさまざまな人々が入ってくる現代社会において、地域の祭礼や年中行事等の「伝統」はどのように継承されるのか。多様性に配慮した新たな「伝統」は生まれうるのか。縮小するコミュニティでの出産・子育て・就業・介護、あるいは葬送や墓地のあり方は、文化的背景の異なる人々の多様な価値観や死生観をいかに取り込んでいくのか。

現代の人口減少社会において十全に機能するコミュニティを構築するため、そこでの文化・景観・人間関係等を総合的に、かつ多様性を尊重しつつデザインしていくことは、喫緊の課題と言えよう。建築家、地方自治体職員など、実務者も巻き込んだ、実践的・学際的な研究を期待する。

#### <課題D>

##### 忘却に関する学際的研究と社会対応基盤の構築

(概要)

過去の痕跡が記憶として安定して存在し続けることにより、集団でも個人でも過去

からの連続性を感じ取ることができる。大量の情報を蓄積することができるビッグデータは、現在における集合的記憶とも言えるかもしれない。逆説的ではあるが、ビッグデータの存在は、忘却される権利に対する社会的ルールの構築が重要であることを明らかにし、国際的に注目を集めることになったものの、記憶研究と比べると、忘却に関する分野横断的な研究の推進は未だ十分ではない。忘却される権利の保障可能性や実効性には、技術的な観点から疑問も出されているので、検索エンジンなどの運用に関わる実務者と共同した集団的忘却に関する社会レベルでの研究が喫緊の課題である。また他方では、集団的忘却の問題は、個々人の忘却についてどのような社会的判断を下すべきかという個人レベルの問題でもある。忘却に関連する神経基盤としてさまざまな脳内部位の関与が指摘されており、忘却に関する問題は心理学、社会学を核としながら、多様な学問領域が交わる学際的な課題となっている。たとえば、超高齢社会を迎え、「健忘」に対する社会的判断は、ますます重要視されているが、体調や精神状態等による忘却に関する個人内変動をリハビリテーションや介護の医療関連実務者の協力を得てビッグデータとして蓄積することなどが考えられる。忘却に関する社会的合意につながるような広範な人文学・社会科学的研究が期待される。

### (3) 研究期間

3年間（平成30年10月～平成33年9月を予定）

### (4) 申請金額

研究費（直接経費）は、研究期間を通じた総額で1,350万円まで（各会計年度で450万円まで）

ただし、最終的な委託費の額は予算の状況等を勘案して決定します。

※一会計年度あたり、研究費（直接経費）額の30%が間接経費として措置されます（外枠）。

### (5) 研究実施体制

#### 1) 責任機関及び研究代表者

本事業による研究の実施を希望する研究機関は、研究を総括し、研究テーマ全体に係る責任を有する機関（以下「責任機関」という。）となり、責任機関に所属し、研究テーマの実施に係る責任を有する者（以下、「研究代表者」という。）を設定してください。

#### 2) 研究プロジェクトチーム

責任機関及び研究代表者は、提案した研究テーマに参画する研究者（責任機関以外の研究機関の研究者も含む）と調整し、下記①～③の者で構成される研究プロジェクトチームを組織することとします。なお、研究プロジェクトチーム内には、研究目的を達成するため、複数の研究グループを設定することができます。

##### ① 研究代表者

自ら研究計画を遂行するとともに、研究プロジェクトチームを総括し、研究テーマの実施に関して責任を持つ者（単に代表として形式的に置くものではありません。研究能力だけでなく、複数の研究者をまとめて研究プロジェクトチームを統率する組織運営能力が求められます。）

##### ② グループリーダー（研究グループを設ける場合）

研究代表者と協力しつつ、研究プロジェクトチーム内における個々の研究グルー

プの研究遂行に関して責任を持つ者

### ③ 分担者

研究計画の遂行に関して、研究代表者やグループリーダーと協力しつつ、分担して研究活動を行う者（研究成果と実務を橋渡しできる者（「実務者」）を含みます。）

なお、研究プロジェクトチームを組織する際は以下の点に注意してください。

- ・研究プロジェクトチームは、明確な目的意識の下に、真に必要な研究者及び研究チームに照らして適切な「実務者」で構成すること。
- ・責任機関以外の研究機関の研究者を含む研究プロジェクトチームの場合は、「責任機関以外の研究機関の研究者が参画する研究プロジェクトチームであること」について、研究代表者は責任機関の長の了承を得ること。また、責任機関以外の研究機関の研究者は、契約締結時までに、研究プロジェクトチームに参画することについて所属機関の長の承諾を得ること。
- ・競争的資金等に係る研究活動における不正行為又は不正使用により、振興会、文部科学省等から応募資格の停止措置を受けている研究者については、本事業に参画することはできないこと。

## 4. 経費

### (1) 契約と資金の提供方法

責任機関と全研究期間にわたる複数年度契約を締結し、毎年度委託費を支払います。

ただし、責任機関以外の研究機関の研究者に委託費の一部を配分する必要があるときは、当該研究者が所属する研究機関と、責任機関及び振興会との複数者による委託契約を締結し、当該研究機関に委託費を支払うことも可能です。なお、責任機関以外で、振興会が委託契約を締結できる研究機関は、上記3. の(1)で示す研究機関とします。

(複数者契約では各研究機関単位での委託費の管理や報告書等の提出が求められますので、真に委託費を必要とする研究者のみ配分を行うよう御留意願います。)

### (2) 委託費について

本事業の委託費は、「研究費（直接経費）」及び「間接経費」からなります。また、研究費（直接経費）は、物品費、旅費、謝金等、その他の経費に使用できます。詳細については、「委託費の経理管理について」（別添1）を参照してください。

## 5. 申請方法等

本事業への申請は、府省共通研究開発システム（e-Rad）<sup>(注)</sup>により行っていただきます。下記の申請に必要な書類を提出期限までに、研究代表者の所属機関（責任機関）を通じて振興会に提出してください。なお、研究代表者からの直接の申請は受け付けておりません。

e-Rad を利用した提出方法の詳細については、「16. e-Rad を利用した申請について」を御覧ください。

(注) e-Radとは、各府省が所管する公募型研究資金制度の管理に係る一連のプロセス（応募受付→採択→採択課題の管理→研究成果・会計実績の登録受付等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electronic（電子）の頭文字を冠したものです。

※e-Radは平成30年2月28日（水）から、新システムに移行しました。

ユーザビリティ改善の観点から、画面デザイン、メニュー構成等が全面的に刷新されました。

新システムのマニュアルは、e-Rad ポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>) に掲載しています。主な変更点についても記載しておりますので、必ず御確認ください。

### (1) 申請に必要な書類（研究提案書）

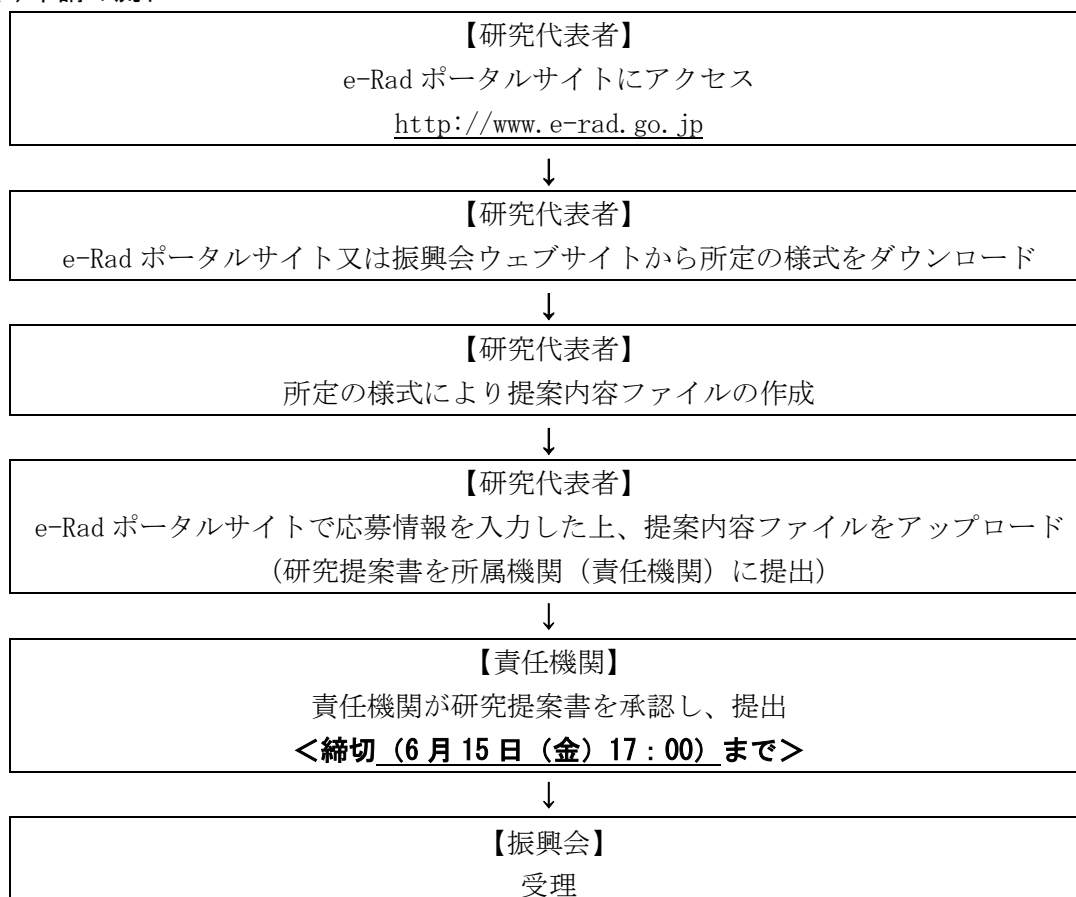
研究提案書は、e-Radポータルサイト ([http://www.e-rad.go.jp](http://www.e-rad.go.jp/)) 又は振興会のウェブサイト (<http://www.jsps.go.jp/ryoiki/koubo.html>) にて、ダウンロードしてください。

### (2) 提出期限

**平成 30 年 6 月 15 日（金） 17 : 00（厳守）**

上記期限は、責任機関から振興会へ e-Rad により研究提案書を提出する期限です。研究代表者が e-Rad 上で研究提案書をアップロードする期限ではありませんので、御注意ください。また、期限を過ぎた場合には受理できませんので、十分余裕を持って提出してください。

### (3) 申請の流れ



## 6. 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

本事業への申請、研究実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 26 年 2 月 18 日改正）の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いいたします。ガイ

ドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下のウェブサイトをご参照ください。

【URL】 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1343904.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm)

## **7. 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出**

本事業への申請に当たり、研究代表者が所属する機関は、標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下、「チェックリスト」という。）を提出することが必要です。（チェックリストの提出がない場合及び内容に不備が認められる場合の申請は認められません。）

このため、以下のウェブサイトの様式に基づいて、平成30年6月14日（木）までに、研究機関から文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して、チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、平成30年4月以降、別途の機会にチェックリストを提出している場合は、今回新たにチェックリストを提出する必要はありません。

チェックリストの提出方法の詳細については、以下の文部科学省ウェブサイトをご確認ください。

【URL】 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1301688.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm)

※注意：なお、提出には、e-Radの利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Radへの研究機関の登録手続きを行っていない機関にあつては、早急に手続きをお願いします。（登録には通常2週間程度を要しますので十分御注意ください。e-Rad利用に係る手続きの詳細については、上記ウェブサイトに表示された提出方法の詳細とあわせ、以下のウェブサイトをご確認ください。）

【URL】 <http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、本チェックリストについても研究機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いいたします。

## **8. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について**

研究機関は、本事業への申請及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）を遵守することが求められます。

ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブサイトをご参照ください。

【URL】 [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/26/08/1351568.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm)

## 9. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係る チェックリストの提出について

本事業への申請に当たり、研究代表者が所属する機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト（以下「研究不正行為チェックリスト」という。）を提出することが必要です。（研究不正行為チェックリストの提出がない場合の申請は認められません。）

このため、以下のウェブサイトの様式に基づいて、平成30年6月14日（木）までに、研究機関から文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室に、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して、研究不正行為チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、平成30年4月以降、別途の機会の研究不正行為チェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。

研究不正行為チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ウェブサイトを御覧ください。

【URL】 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/fusei/1374697.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1374697.htm)

※注意：なお、提出には、e-Radの利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、十分に御注意ください。e-Rad利用に係る手続きの詳細については、下記ウェブサイトを御覧ください。）

【URL】 <http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

## 10. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

### (i) 契約の解除等の措置

本事業の研究テーマにおいて、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。

### (ii) 申請及び参加資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等（以下「文部科学省関連の競争的資金制度等」という。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度（以下「他府省関連の競争的資金制度」という。）の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的資金制度等及び他府省関連の競争的資金制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

### (iii) 競争的資金制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

文部科学省関連の競争的資金制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科



学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的資金制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

#### (iv) 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省において原則公表します。また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

【URL】 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/fusei/1360483.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm)

### 1.1. 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業への研究テーマに参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

申請した研究テーマが採択された後、交付申請手続きの中で、研究代表者の所属機関は、本事業への研究テーマに参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要です。

### 1.2. 審査について

研究テーマ公募型の審査は、事業委員会の下に設ける実社会対応部会で行います。審査は非公開で行われ、提出された研究提案書は返却しません。

#### (1) 審査

##### 1) 形式上の確認

提出された研究提案書は、要件を満たしていない、または要件違反のある場合は、審査対象から除外されることがあります。

##### 2) 個別書面審査

実社会対応部会の委員による書面審査を実施します。

##### 3) 合議審査

書面審査の結果を踏まえ、実社会対応部会で合議により採択研究テーマを決定します。

なお、審査の過程で実社会対応部会による意見（申請された研究計画について、本事業の趣旨・目的に照らして適切な研究者の追加等）を付して採択される場合があります。

#### (2) 「実社会対応プログラム」の審査に当たっての主な要素と観点

##### 1) 研究テーマの性格

研究提案書の内容がプログラムの趣旨及び設定された課題の内容に合致したものであるか。

## 2) 研究内容・方法

- ① 研究目的が明確な問題意識に基づく適切なものであるか。
- ② 研究方法は実証的・理論的根拠が適切なものであるか。
- ③ 政策や社会の要請に応える課題解決のための具体的な提案が期待できるか。
- ④ 研究成果が社会にもたらす効果について、具体的かつ現実的な見通しを持っているか。
- ⑤ 研究成果を適切に公開・普及させる計画は具体的か。
- ⑥ 学術的に高い水準が確保されているか。

## 3) 研究実施体制

- ① 研究代表者が研究テーマを推進する上で十分な研究能力及び経験を有するとともに、研究実施期間中、継続して研究活動全体に責任を持つことができるか。
- ② 研究プロジェクトチームは、研究テーマを総合的かつ効果的に推進できるまとまりのとれた構成となっているか。
- ③ 研究成果と実務を橋渡しできる適切な者が参画しているか。

## 4) その他

- ① 研究遂行のための予算規模が適切であるか。
- ② 研究費の管理を担う、研究代表者の所属する研究機関の事務局の体制が整っているか。

## (3) 審査結果の通知

審査結果に基づく採択、不採択については、責任機関に文書で通知します（9月中旬頃予定）。

## 1.3. 研究の成果について

### (1) 委託業務実績報告書の提出（毎年度の提出）

本事業については、研究機関と締結する契約に基づき、各会計年度終了後に「委託業務実績報告書」を提出しなければなりません。

### (2) 研究成果報告書の提出（研究期間終了後の提出）

研究期間の終了後に「研究成果報告書」（日本語版・英語版）を提出しなければなりません。

## 1.4. 研究の評価について

研究期間の最終年度に研究評価を行います。評価結果については、振興会のウェブサイトで公表します。（評価結果を踏まえ、研究期間の延長を認める場合があります。）

## 1.5. 委託の終了について

次のいずれかに該当した場合は、委託を終了する場合があります。

- ・ 研究組織や研究対象に事情の変更があり、研究の遂行が困難となった場合
- ・ 研究期間内における特定の年度において、6ヶ月以上研究が中断されていると判断さ

れた場合

- ・ 委託の目的に合致した研究が遂行されていないと判断された場合
- ・ 法令違反、研究活動の不正行為又は研究費の不正使用等不適切な行為が行われた場合

## 1.6. e-Rad を利用した申請方法について

申請は府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じて行います。

### (1) e-Rad の利用のための事前準備

#### 1) 研究機関の登録

申請にあたっては、申請時までe-Radに研究機関が登録されていることが必要となります。研究機関で1名、e-Radに関する事務代表者を決めていただき、e-Radポータルサイト（以下、「ポータルサイト」という。）から研究機関登録申請の様式をダウンロードして、郵送で申請を行ってください。登録まで日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

#### 2) 研究者情報の登録

研究機関は研究代表者の研究者情報を登録し、ログインID、パスワードを取得することが必要となります。

研究者情報の登録方法は、ポータルサイトに掲載されている研究機関事務代表者及び事務分担者用マニュアルを参照してください。

### (2) e-Radを利用した申請

システムへの申請情報入力にあたっては、ポータルサイトに掲載されている研究者用マニュアルを参照してください。研究代表者がe-Rad上で申請情報を登録し、提案内容ファイルをアップロードした後に、責任機関がe-Rad上で承認することで申請となります。

#### 1) e-Radでの申請情報登録について

研究代表者は、e-Radに以下の項目を入力し、申請情報登録を行う必要があります。  
※これらの申請情報は、「不合理な重複又は過度の集中の排除」のため、府省の競争的資金担当課（独立行政法人等である配分機関を含む）間で共有されます。また、採択された研究テーマについては、\*印の付いた項目が振興会のウェブサイト等で公開されます。（公開される情報は、「1.7. その他」の(1)を御覧ください。）

##### 【研究共通情報の入力】

課題 I D

何も入力しないでください。

研究開発課題名\*

「研究テーマ名」を40字以内で入力してください。

課題\*

課題について、システムの表示される一覧を参照の上、選択してください。  
なお、システムの制限上、一覧で表示される文字は、冒頭30文字のみの表示となっています。

研究期間\*

開始年度は「2018」、終了年度は「2021」を入力してください。（西暦4桁で入力してください。）

研究分野

研究テーマの主分野、副分野について、システムに表示される一覧を参照の上、選択してください。

研究キーワード

主分野、副分野について、システムに表示される一覧を参照の上、選択してください。

研究目的\*

研究目的の概要を簡潔に（数行程度）入力してください。記載内容は研究提案書の「2. 研究目的・意義」の（概要）と同一で構いません。

研究概要\*

研究計画の概要を簡潔に（数行程度）入力してください。記載内容は研究提案書の「5. 研究計画」の（概要）と同一で構いません。

**【応募時予算額の入力】**

研究経費\*

研究提案書の「7. 研究費（直接経費）所要見込」に記入している各年度の直接経費を費目ごとに千円単位で入力してください。（「間接経費」の入力項目はありませんので、入力は不要です。）

**【研究組織情報の入力】**

「研究代表者」及び「4. 経費の（1）」で記載した研究費の配分を予定している「グループリーダー及び分担者」について記入してください。なお、グループリーダー及び分担者は、e-Rad上では「研究分担者」と表記されますので、御注意ください。

専門分野

当該研究者の専門分野を入力してください。

役割分担

研究代表者については、「研究代表者」と入力してください。なお、研究代表者が、グループリーダーを兼ねている場合は、「研究代表者兼〇〇担当グループリーダー」と入力してください。（「〇〇」には担当するグループ名が入ります。）

グループリーダーについては、「〇〇担当グループリーダー」と入力してください。

分担者については、「〇〇担当分担者」又は「〇〇担当グループ分担者」と入力してください。

直接経費

平成30年度に研究代表者、グループリーダー及び各分担者に研究費を配分する額を千円単位で入力してください。

エフォート

本事業に割くエフォートを%で入力してください。

**【申請・受入状況の入力】**

e-Rad上に登録されている研究者の採択状況及び申請状況が表示されます。エフォート率の修正が必要な場合は画面の指示に従ってください。

**【添付ファイルの指定】**

研究提案書の電子ファイル（PDF形式）を選択してください。

**2) 研究提案書のアップロードの留意点**

- ① アップロードできる研究提案書は1ファイルで、最大容量は10MBです。ファイル中に画像データを使用する場合はファイルサイズに注意してください。
- ② 作成した研究提案書は、PDF形式でのみアップロード可能となっています。（e-

Radには、WORDや一太郎ファイルのPDF変換機能があります。また、お使いのPCで利用できるPDF変換ソフトのダウンロードも可能です。PDF変換に当たって、これらの機能・ソフトの使用は必須ではありませんが、使用する場合は、使用方法や注意事項について、必ず研究者用マニュアルを参照してください。

- ③ 応募に当たって研究機関事務代表者の承認が必要な場合は、研究者による応募申請の提出後、応募のステータスが「研究機関承認待ち」となります。応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認してください。
- ④ 提出締切日時までに、応募のステータスが「配分機関受理待ち」又は「受理済」となっていない申請は無効となります。応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認してください。応募に当たって研究機関事務代表者の承認が必要な場合は、提出締切日時までに、研究機関の承認が行われる必要があります。

提出締切日時までに研究者による応募申請の提出と研究機関事務代表者による承認が行われたにもかかわらず、これらのステータスにならなかった場合は、日本学術振興会研究事業部研究事業課企画・人社係まで連絡してください。

- 3) 申請書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、公募要領及び申請書類作成要領を熟読のうえ、注意して記入してください。(申請書類のフォーマットは変更しないでください。)申請書類の差し替えは固くお断りします。また、申請書類の返却はしません。

### (3) e-Rad の操作方法

e-Radの操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>) から参照又はダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。

### (4) e-Rad の利用可能時間帯

原則として24時間365日稼働していますが、システムメンテナンスのため、サービス停止を行うことがあります。

サービス停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

### (5) e-Rad からの内閣府への情報提供等

第5期科学技術基本計画(平成28年1月閣議決定)においては、客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策を推進するため、公募型資金について、e-Radへの登録の徹底を図って評価・分析を行うこととされており、e-Radに登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。これを受けて、CSTI及び関係府省では、公募型研究資金制度のインプットに対するアウトプット、アウトカム情報を紐付けるため、論文・特許等の成果情報や会計実績のe-Radでの登録を徹底することとしています。

このため、採択された研究テーマに係る各年度の研究成果情報・会計実績情報について、e-Radでの入力をお願いします。

研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることとなります。

## 17. その他

- (1) 申請書類に含まれる個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び振興会の「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理し、本事業の業務のみに利用します。

なお、採択された研究テーマに関する情報(研究テーマ名、研究予定期間、責任機関

名、研究代表者、グループリーダー、分担者の氏名・所属機関・所属部局・職名、予算額、研究目的の概要及び研究計画の概要)については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律140号)第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとし、採択研究テーマ決定後に振興会のウェブサイト等において公開します。

(2) 研究内容を社会に広く公表するためにA4一枚程度の概要図を採択研究テーマ決定後に作成していただき、振興会のウェブサイト等において公開します。

(3) 研究者等による研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等が認められた場合は、採択の決定を取消し、既に配分された委託費の一部又は全部の返還、及び振興会の所管するすべての研究資金を一定の期間交付しない等のしかるべき措置を行います。研究資金の不正な使用等に関する取扱いについては、「研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程」(別添2)を参照してください。

(4) researchmap (<https://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、researchmapは、e-Radや多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、研究者の方が様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなります。

researchmapで登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、researchmapに登録くださるよう、御協力をお願いします。

(5) 第5期科学技術基本計画(平成28年1月22日閣議決定)においては、科学技術と社会とを相対するものとして位置付ける従来型の関係を、研究者、国民、メディア、産業界、政策形成者といった様々なステークホルダーによる対話・協働、すなわち「共創」を推進するための関係に深化させることが求められています。これらの観点から、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する取組み多様なステークホルダー間の対話・協働を推進するための取組みが求められています。このことを踏まえ、研究成果に関しての市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の本活動について、積極的に取り組むようお願いいたします。

(参考) 「第5期科学技術基本計画」

<http://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/5honbun.pdf>

(6) 本事業による研究成果論文のオープンアクセス化の推進について

振興会は、論文のオープンアクセス化に関する実施方針を定めており、振興会が交付する科研費をはじめとする研究資金による論文は原則としてオープンアクセスとすることをしています。

なお、著作権等の理由や、所属機関のリポジトリがオープンアクセス化に対応できない環境にある等の理由により、オープンアクセス化が困難な場合はこの限りではありません。

○日本学術振興会(実施方針)

URL:[http://www.jsps.go.jp/data/Open\\_access.pdf](http://www.jsps.go.jp/data/Open_access.pdf)

【参考1：「オープンアクセス化」とは】

査読付きの学術雑誌に掲載された論文を誰でもインターネットから無料でアクセスし入手できるようにすることをいいます。

【参考2：オープンアクセス化の方法について】

オープンアクセス化の方法には主に以下の①～③の方法があります。

- ① 従来の購読料型学術雑誌に掲載された論文を、一定期間（エンバーゴ）（※1）後（例えば6ヶ月後）、著者が所属する研究機関が開設する機関リポジトリ（※2）又は研究者が開設するWeb等に最終原稿を公開（セルフアーカイブ）（※3）することにより、当該論文をオープンアクセスとする方法
- ② 研究コミュニティや公的機関が開設するWebに論文を掲載することにより、当該論文をオープンアクセスとする方法
- ③ 論文の著者が掲載料（APC: Article Processing Charge）を負担することにより、直ちに当該論文をオープンアクセスとする方法

※1「エンバーゴ」

学術雑誌が刊行されてから、掲載論文の全文がインターネットのアーカイブシステム（リポジトリ）などで利用可能になるまでの一定の期間のこと。

※2「機関リポジトリ」

大学等の研究機関において生産された電子的な知的生産物の保存や発信を行うためのインターネット上のアーカイブシステム。研究者自らが論文等を登録していくことにより学術情報流通の変革をもたらすと同時に、研究機関における教育研究成果の発信、それぞれの研究機関や個々の研究者の自己アピール、社会に対する教育研究活動に関する説明責任の保証、知的生産物の長期保存の上で、大きな役割を果たしている。

※3「セルフアーカイブ」

学術雑誌に掲載された論文や学位論文、研究データ等をオープンアクセス化するために、出版社以外（研究者や所属研究機関）が、Web（一般的には、機関リポジトリ）に登録すること。

- (7) 公募要領・研究提案書の様式及び関連情報は、振興会のウェブサイトからダウンロードすることができます。

【URL】 <http://www.jsps.go.jp/jissyakai/koubo.html>

- (8) 事業そのものに関する問い合わせは日本学術振興会研究事業部研究事業課企画・人社係にて受け付けます。府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の操作方法に関する問い合わせは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。本事業のウェブサイト及び e-Rad のポータルサイトをよく確認の上、問い合わせてください。なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

制度・事業に関する問い合わせ及び応募書類の作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	日本学術振興会 研究事業部研究事業課 企画・人社係	h-s@jsps.go.jp 03-3263-1106、4645（直通） 03-3263-1716（FAX）
e-Radの操作方法に関する問い合わせ	e-Rad ヘルプデスク	0570-066-877（ナビダイヤル） （受付時間帯）

		午前 9:00~18:00※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く。
--	--	-----------------------------------

- 課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業  
実社会対応プログラムウェブサイト：<http://www.jsps.go.jp/jisseyakai/index.html>
- e-Rad ポータルサイト：<http://www.e-rad.go.jp/>



# 別添1

## 委託費の経理管理について

標記のことにつきまして、下記により、委託費を適正に管理してください。

### 記

#### 1. 委託費の経理

(1) 受託機関が委託費の支払いを受け入れた場合は、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、その内容を明らかにしておかなければなりません。これに関する証拠書類は、委託業務完了年度の翌年度から5年間保管してください。

また、日本学術振興会（以下、「振興会」という。）から、この委託契約に関する証拠書類の閲覧の申し出があった場合には、これに応じなければなりません。

(2) 委託費から利子等の収入が生じた場合は、当該委託契約の経費（間接経費を除く）として使用しなければなりません。また、支出報告に当たっても、当該収入を合算した額で報告してください。

なお、これにより難しい場合には、振興会に相談してください。

(3) 適切な経理処理のため、委託費の額に不要が生じるおそれがある場合には、速やかに振興会と協議してください。（協議後、必要に応じて返納の手続きを行います。）

(4) 委託費は消費税及び地方消費税を含みます。また、消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、委託費（直接経費及び間接経費）に108分の8を乗じて得た額です。

#### 2. 委託費の用途

委託費の用途は、以下を参考として適切に管理してください。

なお、経費の支出や手続き、取得した物品等の管理にあたっては、受託機関の規程等に従ってください。

(1) 「研究費（直接経費）」

「研究費（直接経費）」は、「物品費」、「旅費」、「謝金等」、「その他」の経費に区分します。

- ・ 物品費

本事業に必要な物品（消耗品、設備備品等）を購入するための経費。

- ・ 旅費

研究代表者、グループリーダー、分担者及びその他研究への協力をする者の海外・

国内出張（研究課題に関するセミナー等の実施、関連資料収集、各種調査、研究の打ち合わせ、研究の成果発表等）のための経費。

・謝金等

研究への協力（資料整理、研究補助、翻訳・校閲、専門的知識の提供、アンケートの配付・回収、研究資料の収集等）をする者に係る謝金、報酬、賃金、給与、労働者派遣業者への支払いのための経費（雇用契約を行う場合は、研究機関が契約の当事者となること）。

・その他

上記のほか当該研究を遂行するための経費（例：印刷費、複写費、現像・焼付費、通信費（切手、電話等）、運搬費、会議費（会場借料、食事、弁当費用（アルコール類を除く））、レンタル費用（コンピュータ、自動車、実験機器・器具等）、機器修理費用、研究成果発表費用（学会誌投稿料、ホームページ作成費用、本事業の研究成果公開用パンフレット作成費用等）、租税公課）。

※支出できない経費

- ・建物等の施設に関する経費（不動産の取得に関する経費、研究機関の施設及び海外オフィス等維持のための経費）
- ・研究機関で通常備えが必要な設備備品・事務用品を購入する経費、雇用に関する経費
- ・委託業務遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・会議費でのアルコール飲料代
- ・学会等の懇親会費
- ・自己都合（機関の都合による場合を含む）による旅費や会場借料等のキャンセル料
- ・本事業とは関係のない経費
- ・その他、間接経費を使用することが適切な経費

(2) 間接経費

間接経費は、当該委託事業の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、受託機関が使用する経費です。「研究費（直接経費）」の30%（端数が生じた場合、1円未満を切り捨てとした額）に相当する額が間接経費として措置されます。

間接経費の用途は、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成13年4月20日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ／平成26年5月29日改正）にて示されている「間接経費の主な用途の例」を参考として、所属機関（受託機関）の責任の下、公正・適正かつ計画的・効率的に使用してください。

### 3. 委託費の不正使用

本委託費は、国民の貴重な税金等でまかなわれています。実施者及び研究機関は法令等に従いこれを適正に使用する義務が課せられます。

研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 26 年 2 月 18 日改正）の内容について遵守する必要があります。

実施者が不正使用等を行った場合に、日本学術振興会がとる措置の内容は別添 2 の「研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程」（平成 18 年 12 月 6 日 規程第 19 号）の第 16 条（措置の内容）に規定しています。

### 4. 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会）においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」（平成 27 年 11 月 科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）にて、大学及び国立研究開発法人等において「研究組織単位の研究設備・機器の共用システム」（以下、「機器共用システム」という。）を運用することが求められています。

これらを踏まえ、本事業により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、他の研究費における管理条件の範囲内において、所属機関・組織における機器共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用など積極的に取り組んでください。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究課題の研究目的の達成に向けた機器等の使用とのバランスを取る必要に留意してください。

また、上述の機器共用システム以外にも、大学共同利用機関法人自然科学研究機構分子科学研究所において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク事業」や各国立大学において「設備サポートセンター整備事業」等により構築している全学的な共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

- 「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」

（平成 27 年 11 月 25 日 科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）

[http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2016/01/21/1366216\\_01\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/01/21/1366216_01_1.pdf)

- 「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会）

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm)

- 競争的資金における使用ルール等の統一について

(平成 29 年 4 月 20 日改正 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)

[http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin3\\_siyouuruu.pdf](http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin3_siyouuruu.pdf)

○「大学連携研究設備ネットワーク事業」

<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>

#### 5. 博士課程（後期）学生の処遇の改善について

第 3 期、第 4 期及び第 5 期科学技術基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士課程（後期）学生に対する経済的支援を充実すべく、「博士課程（後期）在籍者の 2 割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す」ことが数値目標として掲げられています。

また、「未来を牽引する大学院教育改革（審議まとめ）」（平成 27 年 9 月 15 日 中央教育審議会大学分科会）においても、博士課程（後期）学生に対する多様な財源による RA（リサーチ・アシスタント）雇用や TA（ティーチング・アシスタント）の充実を図ること、博士課程（後期）学生の RA 雇用及び TA 雇用に当たっては、生活費相当額程度の給与の支給を基本とすることが求められています。

これらを踏まえ、本事業における研究実施の際に、博士課程（後期）学生を RA・TA として雇用する必要がある場合には、給与水準を生活費相当額とすることを目指しつつ、労働時間に見合った適切な設定に努めてください。（当該学生が、他制度により RA・TA としての給与を受けている場合であっても、他制度及び研究機関で差し支えがなく、本事業における業務と他制度での業務について重複せず適正に労働時間を区別できるのであれば、雇用することが可能です。）

#### 6. 若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援について

「文部科学省の公的研究費により雇用される若手博士研究員の多様なキャリアパス支援に関する基本方針」【平成 23 年 12 月 20 日科学技術・学術審議会人材委員会】（[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu10/toushin/1317945.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu10/toushin/1317945.htm)）において、「公的研究費により若手の博士研究員を雇用する公的研究機関および研究代表者に対して、若手の博士研究員を対象に、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組む」ことが求められています。

これを踏まえ、本事業に採択され、若手の博士研究員を雇用する場合には、当該研究員の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いいたします。

また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

#### 7. 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)(以下「外為法」という。)

に基づき輸出規制(※)が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)の2つから成り立っています。

物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールやCD・DVD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記を御参照ください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理(全般)  
<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
- ・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック  
<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター  
<http://www.cistec.or.jp/index.html>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)  
[http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukanri03.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf)

## 別添2

### 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程

平成18年12月6日

規程第19号

〔\*「不正使用等への対応に関する規程」は  
平成20年3月28日規程第3号により制定〕

改正 平成25年3月13日規程第4号

改正 平成27年4月1日規程第3号

改正 平成28年3月31日規程第35号

改正 平成29年8月8日規程第34号

改正 平成30年3月31日規程第40号

#### (趣旨)

第1条 科学研究における不正行為や研究者等による競争的資金等の不正使用等は、科学を冒瀆し、その発展を妨げるものであるとともに、人々の科学への信頼を揺るがし、貴重な国費を浪費するものである。その観点から、独立行政法人日本学術振興会（以下、「振興会」という。）は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文科科学大臣決定）（以下、「研究活動のガイドライン」という。）、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定。平成26年2月18日改正）（以下、「管理・監査のガイドライン」という。）及び「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、研究資金を活用した研究活動における不正行為及び研究資金の不正使用等への対応並びに研究機関における組織としての管理責任の履行の確保に関する取扱いについて、振興会の担う業務に応じて必要な事項を定め、研究活動の公正性を厳正に確保すること及び貴重な国費を原資とする研究費に込められた国民の負託に応えることとする。

#### (定義)

第2条 この規程における用語の定義は、「研究活動のガイドライン」及び「管理・監査のガイドライン」で定められたもののほか、次の各号のとおりとする。

- (1) 「研究資金」とは、振興会が交付する全ての競争的資金、研究奨励金及び委託費等をいう。
- (2) 「不正行為」とは、研究者倫理に背馳し、研究活動及び研究成果の発表において、その本質ないし本来の趣旨を歪め、科学コミュニティの正常な科学的コミュニケーションを妨げる行為をいい、そのうち故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用を「特定不正行為」という。
- (3) 「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による研究資金の他の用途への使用又は研究資金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反した使用をいう。

(4) 「不正使用等」とは、不正使用及び偽りその他不正な手段により研究資金の交付を受けることをいう。

(5) 「組織としての管理責任の履行」とは、「研究活動のガイドライン」及び「管理・監査のガイドライン」が示す、特定不正行為及び不正使用に対応するため研究機関が行う適切な管理体制の整備をいう。

(対象となる研究活動)

第3条 対象となる研究活動は、研究資金の配分により行われる全ての研究活動とする。

(対象となる研究者等)

第4条 対象となる研究者等は、研究資金の交付を受けて研究活動を行っている研究者・研究グループ等とする。

(対象となる研究機関)

第5条 対象となる研究機関は、研究資金の交付を受けている研究者等が所属する研究機関又は研究資金を受けている研究機関とする。

(告発等の受付)

第6条 特定不正行為又は不正使用等に関する告発又は告発の意思を明示しない告発に関する相談等（以下、「告発等」という。）は、原則として、被告発者が所属する（どの研究機関にも所属していないが専ら特定の研究機関の施設・設備を使用して研究する場合を含む。以下同じ。）研究機関（被告発者が振興会特別研究員の場合は当該者が専ら研究活動を行う受入れ研究機関とする。以下同じ。）が受け付ける。ただし、振興会は、被告発者が研究機関に所属していない場合又はそれ以外であっても特別な事情があると判断した場合には、告発等を行う者（以下、「告発者等」という。）からの告発等を受け付けることができる。

(告発等受付窓口の設置)

第7条 振興会は、第6条ただし書きの場合に備えて、告発等を受け付ける窓口を監査・研究公正室に設置し、以下により告発等を受け付ける。

(1) 告発等は、書面、電話、FAX、電子メール又は面談により受け付ける。

(2) 監査・研究公正室は、告発等があったとき、告発者等の所属・氏名・連絡先、特定不正行為又は不正使用等を行ったとする研究者等、特定不正行為又は不正使用等の態様、特定不正行為とする科学的な合理性のある根拠あるいは不正使用等とする合理的な根拠、使用された研究資金の種別・名称、振興会以外の機関に対する告発等の有無、告発者等が秘匿したい事項等について把握するとともに、告発者等に対し第20条の内容を伝達する。

(3) 告発等が監査・研究公正室以外の部課室にあったときは、当該部課室は速やかに監査・研究公正室に連絡する。

(4) 監査・研究公正室は、受け付けた告発等に係る研究資金の種別に応じて、当該告発等の内容を当該研究資金担当課に連絡する。

(告発等の移送)

第8条 振興会は、告発等がなされた事案に関する研究資金の配分主体が振興会以外の資金配分機関であるときは、当該資金配分機関に事案を移送し、告発者等にこの旨通知する。

(告発等の取扱い)

第9条 告発等の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 振興会は、原則として、特定不正行為又は不正使用等を行ったとする研究者等、特定不正行為の態様が明示され、かつ特定不正行為とする科学的な合理性のある根拠あるいは不正使用等とする合理的な根拠が示されている告発等のみを受理する。
- (2) 振興会は、特定不正行為については、原則として顕名による告発等のみを受理する。ただし、匿名の告発等によるものであっても、その内容に応じ、顕名の告発等による場合に準じた取扱いをすることができる。
- (3) 振興会は、報道や学会等の研究者コミュニティにより特定不正行為又は不正使用等の疑いが指摘された場合には、告発等があった場合に準じた取扱いをすることができる。
- (4) 振興会は、受け付けた告発等について、振興会が当該告発等に係る事案の調査・事実確認（以下、単に「調査」という。）を行うべき機関に該当しないときは、第11条第1項に規定する調査機関に該当する研究機関に当該告発を回付し、回付された研究機関に対して当該研究機関に告発等があったものとして当該告発等を取り扱うよう通知する。また、ほかにも調査機関が想定される場合は、該当する研究機関に当該告発等について通知する。

(告発者等・被告発者の秘密保持)

第10条 振興会は、告発者等、被告発者、告発等の内容及び当該告発等に係る事案の調査の内容について、調査結果の公表まで、秘密保持を徹底する。

- 2 前項の規定にかかわらず、振興会は、調査事案が漏えいした場合、告発者等及び被告発者の了解を得て、調査中の調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者等又は被告発者の責により漏えいした場合は、当人の了解は要しない。

(告発等に係る事案の調査)

第11条 告発等に係る事案については、原則として現に被告発者が所属する研究機関若しくは告発等をされた事案に係る研究活動を行った際に所属していた研究機関又は被告発者が当該告発等をされた事案に係る研究活動を行っていた研究機関（以下、「調査機関」という。）が調査を実施する。

- 2 振興会は、調査機関から調査の実施の決定その他の報告を受けた場合は、当該調査機関における調査が適切に実施されるよう、必要に応じて指示を行うとともに、速やかにその事案の全容を解明し、調査



を完了させるよう要請する。

- 3 被告発者が調査開始のとき及び告発等をされた事案に係る研究活動を行っていたときの双方の時点でいかなる研究機関にも所属していなかった場合や、第1項に規定する調査機関による調査の実施が極めて困難であると振興会が認める場合は、当該事案に係る研究資金担当課が第1項の調査を実施する。
- 4 前項に規定する調査に関し必要な事項については、別に定める。

(調査中等における一時的措置)

- 第12条 振興会は、被告発者に対し、調査機関による調査結果の報告を受けるまでの間又は前条第3項に規定する調査の結果が確定するまでの間、当該事案に係る研究資金の執行停止を命ずることができるほか、被告発者に交付決定した当該事案に係る研究資金の交付停止、被告発者から別に応募・申請されている研究資金の採択の決定又は交付決定を保留することができる。
- 2 前項に限らず、振興会は、特定不正行為又は不正使用等の一部が認定された場合、又は被告発者が自らの責任を果たさないことにより調査結果の報告が遅延している場合は、被告発者に係る研究資金について採択又は交付決定の保留、交付停止、関係機関に対する執行停止の指示等を命ずることができる。

(特定不正行為若しくは不正使用等が認定された者又は組織としての管理責任が履行されていない研究機関に対する措置)

第13条 次の各号の場合、理事長はただちに必要な措置を執る。

- (1) 調査の結果、特定不正行為又は不正使用等があったと認定された場合
- (2) 調査機関が、振興会が所管する競争的資金に係る告発等の最終報告書を次のイからハで定める期限内に提出しない場合
  - イ 特定不正行為に係る調査においては当該調査機関の規程等を踏まえた調査期限内
  - ロ 不正使用に係る調査においては告発等を受け付けた日から210日以内
  - ハ イ、ロに限らず、報告書遅延に合理的な理由があると振興会が認めた場合は、別に設けた期限内
- (3) 文部科学省が、「研究活動のガイドライン」及び「管理・監査のガイドライン」に基づき研究機関に対し、体制整備等の不備について改善事項及びその履行期限を示した管理条件について、その履行が認められないと判断した場合
- (4) 文部科学省が、「管理・監査のガイドライン」に基づき研究機関における体制整備に重大な不備があると判断した場合又は研究機関における体制整備の不備による不正使用と認定した場合

(特定不正行為が認定された者に対する措置を検討する体制等)

- 第14条 特定不正行為があったと認定された場合、理事長は、研究活動の特定不正行為に係る対応措置を検討する委員会(以下、「検討委員会」という。)に対し、対応措置の検討を求める。
- 2 理事長は、検討委員会が調査機関等の認定に基づき、当該被認定者に対して執るべき措置について検討した結果の報告を受けて措置を決定する。なお、当該被認定者の弁明の聴取及び措置決定後の不服申立ての受付は行わない。

3 検討委員会の所掌事務及び組織等については、別に定める。

(措置の対象者)

第15条 措置の対象者は次の各号のとおりとする。

(1) 特定不正行為に関する措置の対象者は、次のイからロのとおりとする。

イ 特定不正行為に関与したと認定された者

ロ 特定不正行為に関与したとまでは認定されないものの、特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、当該論文等の内容について一定の責任を負う者として認定された著者

(2) 不正使用等に関する措置の対象者は、次のイからハのとおりとする。

イ 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者

ロ 偽りその他不正な手段により研究資金の交付を受けていた研究者及びそれに共謀した研究者

ハ 不正使用に直接関与していないが、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務（以下、「善管注意義務」という。）に違反して使用を行った研究者

(措置の内容)

第16条 理事長が第13条第1号で執る措置の内容は、次のとおりとする。

(1) 事案に応じて、当該研究資金の交付決定を取り消すとともに、既に配分された研究資金の一部又は全部を返還させる。

(2) 措置の対象者が研究代表者として応募・申請している課題は採択しない。研究分担者となっているものについては、当人を除外しなければ採択しない。

(3) 措置の対象者に交付している研究資金がある場合、当該研究資金制度の定めに基づき、未使用の研究資金について返還させる。

(4) 措置の対象者に対し、一定の期間、研究資金を交付しない。交付しない期間は、原則として、措置が執られた年度の翌年度以降、特定不正行為の場合は別表1、不正使用等の場合は別表2に定める期間とする。

(5) 前号の規定にかかわらず、科学研究費助成事業に係る補助金等を交付しない期間等については別に定める。

2 理事長は、第13条第2号から第4号で執る措置として、「研究活動のガイドライン」又は「管理・監査のガイドライン」の定めるところにより、競争的資金の間接経費措置額の削減又は配分の停止を行う。

(対象研究資金以外のものに係る特定不正行為及び不正使用等)

第17条 振興会は、本規程が対象とする研究資金に加え、次の各号において特定不正行為又は不正使用等により一定の期間申請及び参加資格を制限する措置を受けた研究者について、当該措置の期間、研究資金を交付しない。

(1) 国の行政機関及び独立行政法人が交付する競争的資金

- (2) 前号に該当するものを除く「研究活動のガイドライン」及び「管理・監査のガイドライン」対象制度
- (3) 「研究活動のガイドライン」が規定する基盤的経費

(措置の通知、報告)

第18条 振興会は、決定した措置及びその対象者等について、告発者等、措置の対象者及び対象研究機関、並びに措置の対象者が所属する研究機関に通知する。

2 振興会は、決定した措置について、文部科学省に速やかに報告する。

(措置内容の公表)

第19条 振興会は、措置を決定したときは、原則として、これを速やかに公表する。

(悪意に基づく告発等への対応)

第20条 振興会は、告発等が悪意に基づくものであることが判明した場合は、当該告発者等の氏名の公表、刑事告発等を行うことができる。

(措置と訴訟との関係)

第21条 措置後に訴訟が提起された場合、措置の内容が不適切であるとする内容の裁判所の判断が確定しない限り、措置を継続する。措置前に訴訟が提起された場合にも、措置を行うための合理的かつ客観的な根拠が確認された場合は、訴訟の結果を待たずに措置を行うことができる。

2 措置後の訴訟において認定が不適切とされた場合、措置内容の一部又は全てを撤回するものとする。

3 前項において、研究資金の返還がなされていた場合は、措置の対象となった研究の状況に応じて再交付するか否か検討し判断する。

(措置内容等の公募要領等への記載)

第22条 振興会は、特定不正行為若しくは不正使用等を行った又は組織としての管理責任の履行を怠った場合にとる措置の内容及び措置の対象となる研究者等の範囲について、あらかじめ研究資金の公募要領及び委託契約書（附属資料を含む。）等に記載し、研究者等及び研究機関に周知する。

(雑則)

第23条 本規程に定めるもののほか、振興会の特定不正行為又は不正使用等への対応に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成18年規程第19号）

この規程は、平成18年12月6日から施行する。

附 則（平成25年規程第4号）

- 1 この規程は、平成25年3月13日から施行する。
- 2 平成25年4月1日より前に不正使用を行った者に対する振興会の所管するすべての研究資金を交付しない期間は、措置が執られた年度の翌年度以降、次の範囲内で不正使用の内容を勘案し相当と認められるものとする。
  - (1) 研究資金により実施する研究事業等に関連する研究等の遂行に使用した場合は1～2年間
  - (2) (1)を除く、研究等に関連する用途に使用した場合は1～3年間
  - (3) 研究等に関連しない用途に使用した場合は1～4年間
  - (4) 虚偽の請求に基づく行為により現金を支出した場合は1～4年間
  - (5) (1)から(4)にかかわらず、個人の経済的利益を得るために使用した場合は5年間
- 3 この規程の施行日から平成25年3月31日までの間、第7条中「総務企画部」とあるのは、「総務部」と読み替えるものとする。
- 4 競争的資金等の不正使用等への対応に関する規程(平成20年規程第3号)は廃止する。

附 則(平成27年規程第3号)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第12条第2項、第13条第2号及び第17条第2号、第3号は、不正使用においては、平成26年4月1日以降に配分した研究資金を対象とし、特定不正行為においては、平成27年4月1日以降に配分した研究資金を対象とする。

附 則(平成28年規程第35号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年規程第34号)

この規程は、平成29年8月8日から施行する。

附 則(平成30年規程第40号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表1（第16条第1項第3号特定不正行為関係）

措置の対象者		特定不正行為の程度	交付しない期間	
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3. 1. 及び2. を除く特定不正行為に関与した者		2～3年	
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為があった研究に係る論文等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、当該論文等の内容について一定の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年	

別表2（第16条第1項第3号不正使用等関係）

措置の対象者	不正使用の程度	交付しない期間	
I 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	1. 個人の利益を得るための私的流用	10年	
II 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	2. 1. 以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
III 偽りその他不正の手段により研究資金の交付を受けた研究者及びそれに共謀した研究者	—	5年	
IV 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者	—	善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年	

なお、以下に該当すると判断された者に対しては、「嚴重注意」の措置を講ずる。

(1) 上記IIのうち、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合。

(2) 上記IVのうち、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合。